

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	第1回津市住居表示審議会
2. 開催日時	平成23年12月22日(木) 午後2時30分から午後4時まで
3. 開催場所	津市本庁舎8階大会議室B
4. 出席した者の氏名	(津市住居表示審議会委員) 青木明紀 生川介彦 今井和美 大堀仁士 川井一浩 樹神成 瀬尾元昭 田辺千代子 中川幹夫 前川徹也 村上信夫 森岡学 倭ひとみ (事務局) 津市長 前葉泰幸 総務部長 葛西豊一 総務部次長 水谷渉 総務課長 松岡浩二 総務課総務議事統計担当主幹 福田政一 総務課主査 川村能大 総務課主査 岡田東久
5. 内容	1 津市住居表示審議会委員の委嘱式 2 第1回津市住居表示審議会 (1) 会長及び副会長の互選について (2) 住居表示の実施に係る市街地の区域の指定等の諮問について (3) 同審議会の議事運営について (4) 住居表示制度及び津市の現状について (5) 住居表示を実施する市街地の区域の指定及び住居表示の方法について 3 その他
6. 公開又は非公開	公開
7. 傍聴者の数	0人
8. 担当	総務部総務課総務議事統計担当 電話番号 059-229-3275 E-mail <a href="mailto:229-3275@city.tsu.lg.jp">229-3275@city.tsu.lg.jp</a>

9. 議事の内容 (下記のとおり)

	内 容
総務課長	<p>お待たせいたしました。本日はお忙しい中、御参集いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>それでは、ただ今から津市住居表示審議会を始めさせていただきます。本日、本審議会の会長が選出されるまでの間、私、総務課長の松岡が進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>まず、始めに津市住居表示審議会委員の委嘱式を執り行いたいと存じます。</p> <p>本審議会委員として13名の皆様方に御就任をお願いしてまいりました。</p> <p>それでは、ただ今から、委員に御就任いただきます皆様方の御紹介と</p>

	<p>ともに、市長から皆様方に委嘱状を交付させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。お手元の名簿の順によりまして御紹介させていただきます。</p> <p>まず、三重県行政書士会副会長の青木明紀様。</p>
青木委員	はい。
市長	青木明紀様。津市住居表示審議会委員に委嘱します。委嘱期間は平成25年12月21日までとします。平成23年12月22日、津市長前葉泰幸。では、よろしくお願ひいたします。
青木委員	ありがとうございます。
総務課長	次に、豊が丘地区自治会連合会会長、生川介彦様。
生川委員	はい。
市長	生川介彦様、以下同文でございます。よろしくお願ひいたします。
総務課長	続きまして、津地区地域審議会委員、今井和美様。
今井委員	はい。
市長	今井和美様、よろしくお願ひいたします。
今井委員	よろしくお願ひいたします。
総務課長	続きまして、津地方法務局不動産登記部門首席登記官の大堀仁士様。
市長	大堀仁士様、よろしくお願ひいたします。
大堀委員	どうも、よろしくお願ひいたします。
総務課長	続きまして、三重県土地家屋調査士会副会長、川井一浩様。
市長	川井一浩様、よろしくお願ひいたします。
総務課長	続きまして、国立大学法人三重大学人文学部教授の樹神成様。
市長	樹神成様、よろしくお願ひいたします。
総務課長	続きまして、中部電力株式会社津営業所営業一課副長、瀬尾元昭様。
市長	瀬尾元昭様、よろしくお願ひいたします。
瀬尾委員	どうぞよろしくお願ひします。
総務課長	続きまして、津商工会議所女性会副会長、田辺千代子様。
市長	田辺千代子様、よろしくお願ひいたします。
総務課長	続きまして、津市自治会連合会会長、中川幹夫様。
市長	中川幹夫様、よろしくお願ひいたします。
中川委員	よろしくお願ひします。
総務課長	続きまして、郵便事業株式会社津支店第一集配営業課長、前川徹也様。
市長	前川徹也様、よろしくお願ひいたします。
前川委員	よろしくお願ひします。
総務課長	続きまして、津警察署地域課長の村上信夫様。
市長	村上信夫様、よろしくお願ひいたします。
総務課長	続きまして、株式会社NTT西日本東海三重事業部津設備センタ所長、森岡学様。
市長	森岡学様、よろしくお願ひいたします。
総務課長	最後に、津市行財政改革推進委員会委員、倭ひとみ様。
市長	倭ひとみ様、よろしくお願ひいたします。
倭委員	よろしくお願ひします
総務課長	ありがとうございました。委員の皆様方、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

<p>市長</p>	<p>それでは、ここで市長から御挨拶を申し上げます。 失礼いたします。津市長前葉泰幸でございます。</p> <p>本日は津市住居表示審議会の開催をさせていただきましたところ、御多忙中にも関わらず御参集を賜りまして、そして、この審議会への委員の御就任を御承諾をいただきました。誠にありがとうございます。</p> <p>皆様方には、この住居表示という分野に限らず、平素から津市政に対しまして、色々なかたちで御理解とそれから御支援、御協力をいただいております。誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、住居表示制度ということでございますけれども、私自身は昔の宿屋町という場所なんですけれども、東丸之内になって大分経たちまして、大分馴染んでまいったわけでございますけれども、こういう住居表示は地番が非常に順序良く並んでいないという地区などにおきまして、建物に番号をつけることによって、住所をわかり易くしようということで、津市におきましては、合併前の津市では、昭和40年に実は新町地区を皮切りに、住居表示の整備を進めてまいりました。平成9年に高茶屋で行いまして、この間は、計47町でございますが、7.56平方キロということで住居表示の実施をしたところでございます。</p> <p>合併後ということになります、これは当審議회를未だ設置しておりませんでしたので、住居表示に関する御審議はこの5年半ちょっと経ちましたけれども、特にいただいてこなかったということで、現在に至ったわけでございます。</p> <p>つきましては、この住居表示の実施ということについて、色々なかたちで御議論が出ているところもございまして、この際、住居表示を実施する市街地の区域などに関しまして、今後、市としての方向性を十分検討して、条件が整えば実施をしてみたいというふうに思っておりますので、委員の皆様方には、本市の現状を御確認いただきますとともに、御意見を頂戴いたしたく、御審議の程よろしくお願い申し上げたいと思います。</p> <p>この問題は色々住民の方々なり、色々な御意見が出たりするものでございます。そして、一旦この区域を指定してもその上で様々なまた御意見が出てくるということも考えられますので、この際、この審議会、合併後まったく初めて開催される審議会というのは本当にある意味、何ら先例がない、慣例がないものでございますので、審議会の皆様方に、どうぞオープンな議論をしていただきまして、どういうふうに今後進めていくかということについても、あまり我々の方で、このようにぜひともお願いしたいというような枠にはめたお願いをしていくよりも、むしろ審議会の皆さんで、こういうふうにしていこうやないか、というようなことを御審議いただきながらの運営にいただければ私としては大変有難いと思っておりますし、また、住居表示というのは、そういうもんじゃあないかなあというふうにも思っております。決して我々行政側がこういうふうにして、ああいうふうにしてというふうな議論を始めるよりも、むしろそのあり方、そのものからしっかりと方向付けしていただいた方が、おそらく市民の皆さんの気持ちに合うのではないかと、こういうふうに思っておりますので、当審議会への御期待を強く申し上げまして</p>
-----------	--

	冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
総務課長	続きますが、事項書の2の(1)「会長及び副会長の互選について」でございますが、お手元に配付をさせていただきました、資料1の津市住居表示審議会条例第5条第1項の規定では「審議会に、会長及び副会長を1人を置き、委員の互選により定める」となっておりますが、どのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。
青木委員	今までに審議会が設置されたときにどのような選ばれ方をされたか、もしあれば、慣例といいますか、もしあれば。
総務課長	白紙でございます。 (意見出ず)
総務課長 委員	事務局一任ということでよろしいでしょうか。 (「はい、結構です。」の声あり)
総務課長	それでは、事務局といたしましては、各委員の皆様の御理解が得られますならば、会長は、三重大学人文学部教授でいらっしゃいます樹神委員に、また、副会長は、津市自治会連合会会長でいらっしゃいます中川委員にお願いしたいと考えております。
委員	よろしいでしょうか。 (「はい、結構です。」の声あり)
総務課長	ありがとうございます。それでは、異議なしというお声もいただきましたので、会長には樹神委員、副会長には中川委員、よろしくお願いいたします。どうぞ、会長、副会長の席に御着席いただき、御挨拶いただきますようお願いいたします。
樹神会長	それでは、以後の会議の進行につきまして、条例の規定により会長が議長となりますことから、よろしくお願いいたします。 ではあの、せんえつではございますが、三重大学人文学部の樹神と申します。よろしくお願いいたします。
中川副会長	皆様方の御同意により、会長を務めさせていただきます。先ほど市長もおっしゃっていただきましたが、何か少し、何ていうか、津市として住居表示をどう考えるかというようなことも、若干は議論するということのようなのですが、まあ、生活に密着した問題でもありますし、また、大変な責任も感じておりますので、ぜひ、忌憚のない御意見をいただいてまとめてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。 それでは副会長の中川委員からも御挨拶をよろしくお願いいたします。
樹神会長	はい、中川でございます。失礼します。 大変な役を仰せつかって、ちょっとこう緊張しとるんですが、ひとつ会長とともにこの審議会の調査、あるいは審議がスムーズに進んでいきますように皆様方の御協力をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。
総務課長	ありがとうございます。よろしくお願いいたします。 それでは事項書に基づいて議事を進めてまいりたいと思います。 最初、事項書の2の(2)「住居表示の実施に係る市街地の区域の指定等の諮問について」でございます。事務局から説明お願いいたします。 議長。

市長	<p>それでは、市長から本審議会へ諮問書をお渡しさせていただきます。本日付で諮問をさせていただきたいと思います。</p>
樹神会長 総務課長	<p>津市住居表示審議会会長樹神成様。津市長前葉泰幸。住居表示の実施に係る市街地の区域の指定等について、諮問。津市住居表示審議会条例第2条の規定により、下記の事項について諮問します。記、住居表示を実施する市街地の区域の指定及び住居表示の方法について。</p>
部長 総務課長 福田主幹 総務課長 川村主査 総務課長 岡田主査 総務課長	<p>では、よろしく願いいたします。</p> <p>はい。</p> <p>よろしいでしょうか。次に、本日の津市の出席者を紹介させていただきます。</p> <p>総務部長葛西。</p>
市長	<p>総務部長の葛西でございます。何卒よろしく願いいたします。</p> <p>総務課総務議事統計担当主幹福田。</p> <p>よろしく願いします。</p> <p>総務課主査川村。</p> <p>よろしく願いします。</p> <p>総務課主査岡田。</p> <p>よろしく願いします。</p> <p>そして私、総務課長松岡でございます。</p> <p>また、現在同席しておりませんが、総務部次長水谷を加えまして、以上のメンバーで本件の住居表示に関する事務を担当させていただきます。</p> <p>ここで、市長は退席をさせていただきます。</p>
市長	<p>では、よろしく願いいたします。ありがとうございます。</p> <p>(市長退席)</p>
総務課長	<p>先ほど、市長から開始前お渡しさせていただきました諮問書の写しを皆さまにお配りさせていただきますので、しばらくお待ちください。</p> <p>それでは会長、よろしく願い申し上げます。</p>
樹神会長	<p>それでは、改めまして諮問をいただきました会議を進めさせていただきたいと思います。</p> <p>まず最初に、事項書2の(3)の「同審議会の議事運営について」でございます。</p> <p>最初の会議でございますので、会議の成立公開等について確認をさせていただきます。</p>
総務課長 樹神会長	<p>まず、この審議会の条例第6条2項、資料1の方に、条例が用意していただいておりますが、その6条の2項のところに成立の要件として「委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない」というふうに規定されておりました、この委員会は13名で構成されておりました、本日は全員参加？</p> <p>はい、全員参加です。</p> <p>全員参加いただいておりますので、立派に成立をしております。</p> <p>では、会議に入ってまいりたいと思いますが、議事運営に関わりまして、会議の公開ということが一つ確認すべきこととしてありますので、その点確認させていただきたいと思います。</p> <p>資料の2をご覧ください。津市の情報公開条例がここに載っております。</p>

	<p>して、22条に、「市は、住民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的推進に努める」という努力義務をうたっております。23条においては、不開示情報が含まれる事項や審議等を行う場合、あるいは会議を公開することにより、その公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が認められる、そういう場合を除いては、会議を原則公開をすることになっております。従いまして、本会議は、住居表示ということですので、公開をして混乱するということもないと思いますので、公開ということで進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委員	(同意)
樹神会長	では、具体的に、会議公開の方法等について、事務局の方に御説明をお願いします。
総務課長	<p>議長。本市におきましては、先ほどの津市情報公開条例第23条、資料2でございます。条例に基づきまして資料の2ページ、3ページの「審議会等の会議の公開に関する指針」を定めまして、これにより公開の方法等に関わって、会議開催の事前周知、傍聴による公開の取扱い、議事録の作成、会議結果の公表などについて規定しております。</p> <p>4ページをご覧ください。会議開催の事前周知につきましては、会議開催の御案内をさせていただいております。会議の名称、開催日時、開催場所、内容、公開・非公開の別、傍聴者の定員、傍聴手続、問い合わせ先といった事項について、市役所7階の情報公開室での掲示及び津市ホームページへの掲載により周知いたしております。</p> <p>傍聴の定員につきましては、会議の内容・場所、傍聴席の確保の点などから、10名程度とさせていただいております。</p> <p>5ページをご覧ください。傍聴に際しての遵守すべき事項につきましては、「傍聴要領」を作成し、これを傍聴者に示し、会議会場の秩序維持に努めていきたいと存じます。</p> <p>会議の結果につきましては、6ページをご覧ください。「審議会等の会議結果報告」に示されるようなスタイルで、津市のホームページ掲載により公表することとなります。</p> <p>なお、議事録の作成に当たりましては、会議の録音記録を基にこれを行わせていただきますので、よろしく願いいたします。</p>
樹神会長	<p>ありがとうございます。御意見御質問ございますでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、説明していただいたように、会議公開については、進めていただくということでよろしく願いいたします。</p> <p>それでは今日の本題といいますか、事項書の2の(4)の「住居表示制度及び津市の現状について」ということで、まずはこの問題について、制度そのものと、津市はどうなっているかということについて、今日は御説明いただくことになるかと思っております。</p>
総務課長	それでは、事務局の方からよろしく願いいたします。
樹神会長	議長。準備のためにしばらくお時間頂戴いたします。
	<p>そうですか、どうぞ。</p> <p>(プロジェクター設置)</p>

総務課長	<p>住居表示制度について説明させていただきますが、説明はこちらのスクリーンを使って説明をさせていただきたいと思っております。お手元にも資料3で「住居表示のご案内」と書かれた資料を御用意いたしております。</p>
樹神会長	<p>ちょっとこちらの窓、スクリーンがちょっと、あまり暗くなりすぎてもあれですが。</p>
総務課長	<p>(光源の具合でスクリーンが見づらいため調整)</p> <p>お手元の資料につきましては、スクリーンと同じものですので、見づらい場合などにそちらをご覧ください。</p> <p>お手元の資料につきましては、1枚に上下で2ページ分印刷してございます。それぞれスライドの下にページ番号が付いておりますのでよろしく願いいたします。</p> <p>2ページの、「はじめに」からお話いたします。</p> <p>みなさんが住所や場所を表すときには、通常その土地の番号を用いております。しかし、土地の番号が規則正しく付いていなかったり、町の境が入り組んでいるような場合、何かと分り難いものでございます。そこで、このような混乱や不都合を解消するため、昭和37年に「住居表示に関する法律」が公布されました。</p> <p>津市では、昭和40年の新町地区を皮切りに、過去9回にわたりまして住居表示整備事業を実施し、47町、7.56平方キロメートルが実施済みとなっております。実施済みの地域の方からは、住所が「わかりやすくなった」、「便利になった」などのお声をいただいております。</p> <p>次に、なぜ、住居の表示方法を考え直さなければいけないのかということですが、一般的に、多くの地域では、住所は土地の地番を使って表示されております。この従来の土地の地番を元にした住所の表示ですと、地番が順序良く並んでいなかったりする地域がございます。さらには、町の範囲が大きく、目的地を探すのが困難であったり、町の境が入りこんでいて、どこからがA町でどこまでがB町であるか分からないことがございます。このような町の境・地番の混乱などにより、わたしたちの日常生活はもとより、会社などが仕事をする上で支障をきたすことが多分にあります。こうした混乱を解消するために生まれたのが住居表示制度で、分かりやすく住み良いまちをつくるために、多くの都市で住居表示制度が導入され、実施されております。</p> <p>次に、どのようにして実施をしていくかを説明いたします。</p> <p>住居表示を実施する場合、新しい町の区域を作ることになりますけれども、町の境を決めるに当たっては、その境は、道路、河川、水路、その他恒久的な施設などによりまして、できるかぎり明確な境界線で定められます。</p> <p>町の大きさは、人口、世帯数、地域性などを考慮して決められます。</p> <p>こちらが町名、町割りの図面でございます。</p> <p>この図は、平成9年に実施しました高茶屋地区の図面となります。</p> <p>左側が、実施前の町割りで、高茶屋小森町が広い範囲で、右上に高茶屋小森上野町がございます。特に高茶屋小森町は区域が広く、また地番が錯綜していることから、目的地に着けなかったり、郵便物の誤配があったそうでございます。</p>

右側が、実施後の町割です。

この黄色の線で区切られた範囲で、現在、住居表示を実施しております。東側はJR紀勢本線の軌道敷、西側は市道、南側は国道165号、北側は天神川と相川などで囲まれた範囲を実施区域としております。さらにその区域内の町を、人口、世帯数、地域性などを考慮いたしまして河川、水路、市道などで区切りまして、高茶屋一丁目から七丁目の町が作られました。

次に、町の区域を決めた後、「街区」というエリアを作ります。街区の境も町の境に準じて、できる限り、道路、水路など恒久的な施設で区切ります。ひとつの街区の大きさは、20戸から30戸が適当とされておりまして、各街区には順序よく番号を付けますが、この番号を「街区符号」と呼びます。

こちらが街区割り、街区符号図でございます。街区符号は、津市におきましては、東南の角から蛇行するような形で順序良く付けることとしております。

最後に付けるのが住居番号でございます。街区が決まりましたら、その中にある建物に番号を付けます。ただし、街区内に建築されている建物にそのまま通し番号を付けてしまいますと、将来、家屋が新築されたり、取り壊されたりした場合に、番号の乱れが生じてしまいます。このことから、街区内に基礎番号を付ける方法をとっております。

基礎番号とは、街区の東南の角を起点といたしまして、原則として右廻りに街区のまわりを10mの間隔で区切り、順序よく付けられた番号のことでございます。

そして、各建物の番号は、その建物の出入口が接したところの基礎番号が用いられます。具体的には、この図面になりますけれども、こちらが住居番号図でございます。基礎番号、フロンテージと呼ぶことがあるんですけども、基礎番号とは、東南の角を起点といたしまして、原則として右回りに街区のまわりを10m間隔で区切って、順序よく付けられた番号のことでございます。そして、各建物の番号は、その建物の出入口が接したところの基礎番号が用いられます。

Aさんのお家が緑色で表示されておりますけれども、Aさんの住所は2番という街区符号のエリアにございまして、出入口は3番の基礎番号に接しております。住居表示実施後は、津市何々町2番3号という住所になります。

続きまして、住居表示が実施されますと、各街区の、建物、電柱等のできるだけ見やすい場所に「街区表示板」が取り付けられます。

また、各建物の玄関、門柱などの見やすい場所にも「町名、住居番号表示板」が取り付けられます。これは、所有者によって貼り付けていただくこととなります。

主な道路、公園等の一角には「住居表示案内図」が取り付けられ、一層分かりやすくなります。

こちらが表示板の例でございます。街角で見かけていただくこともあろうかと思っておりますけれども、画面の左側が「街区表示板」でございます。街区を示すものとなりまして、各街区の角々を基本に設置していきます



。 右上は「街区案内図」でございます。街区の位置などを案内するもので、街の主要な道路、公園など皆さんの目につきやすいところに設置していきます。

右下は、町名、住居番号表示板です。各建物の玄関、門柱などの見やすい場所に「住居番号表示板」を取付けていただきます。こちらにつきましては、先ほども申しあげましたように、建物の所有者等によって貼り付けていただくことになります。

続きまして、住居表示を実施していくに当たりまして、主な手順を説明します。

まず、1番でございます。住居表示を実施しようとする場合、住居表示審議会を開催し、そこで住居表示の実施の是非について審議をしていただきます。

次に2番でございますが、審議会の意見を踏まえまして、「この区域を住居表示実施区域とします」という議案を市長が議会に提出しまして、議決を得ます。これが可決されますと住居表示の実施地区となります。その後、この範囲を「どこどこ町」とか「なになに何丁目」など、町の区域と名称につきまして、市と住民の皆さんとで検討してまいります。その後、3番の「町の区域の名称の変更に係る公示」ということを行います。これは町名や町割の案を示すということでございます。

4番でございますが、3番の手続きの後、町の区域と名称について、市長が議案を提出し、議会の議決を得た後、実施日などを告示します。

そして、住居表示の実施に向けて、新しい住所のお知らせ、手続き等について案内を行うと共に、先ほど写真でお示しいたしました街区表示板などを設置いたします。

主な手順はこのようになっています。

次に、新しい住所などの表し方について説明いたします。

まず住所ですが、ここでは、平成9年に実施いたしました高茶屋地区の例を表示しております。

高茶屋出張所を例として説明いたします。

実施前には、「津市高茶屋小森町2131番地1」と表示しておりましたものが、町名が「高茶屋三丁目」、街区符号が「25番」、住居番号が「6」となったことから、実施後には「津市高茶屋三丁目25番6号」となります。

いままで「何番地」と言っていたものが、「番」と「号」によりまして、「何番何号」と表記することになります。

また、土地の所在の表し方につきましては、実施前が「津市高茶屋小森町字己ノ谷2131番1」が、実施後につきましては、「津市高茶屋三丁目2131番1」と変わります。こちらは、土地の表記ですので、地番はそのままとなり、変わりません。

続いて本籍でございます。

本籍が県外、市外の方、又は今回の住居表示実施区域以外の方は、本籍地に変更はございません。

実施地区に本籍がある方についてでございますが、住居表示を実施し

樹神会長  
総務課長

ますと、町名が変わった場合、本籍は町名部分に変更されますが、本籍の地番につきましては、従来どおりの土地の地番が使われます。

なお、転籍届を提出すれば住居表示の街区符号を使用することもできまして、「高茶屋三丁目25番」とすることもできます。この場合「何番」の部分までで、「何号」までは使用できません。

続きまして、住居表示が実施されることにより、変更となる項目について御説明いたします。

住居表示が実施されますと、住民票、印鑑登録原票、戸籍、選挙人名簿など市役所が所有しておりますデータは、住民の方が手続きをしていただく必要はございません。市が必要な部分を訂正いたします。ただし、次に説明いたしますが、一部届出が必要なものもございます。

住民のほうで住所変更をしていただく主なものについてでございますけれども、本籍に関わる部分を除きまして、引っ越しされた時と同じような手続きが必要となります。例えば運転免許証の本籍、住所変更。それから土地、建物等の不動産の所有者の表示変更登記。それから、会社などの法人及び代表者等の住所変更登記。自動車の車検証の住所変更。厚生年金、国民年金、共済年金など、年金受給者の住所変更。それから、各種健康保険の住所変更などが主なものでございます。

また、市発行のものでございますが、国民健康保険証、各種受給資格証など、一部手続きが必要なものもございます。

以上が住居表示制度の概要でございます。

(プロジェクター撤去)

続けて説明させていただきます。よろしいでしょうか。

はい。

続きまして、津市の現状について説明申し上げます。

資料4をご覧くださいませでしょうか。こういった表でございますけれども。

津市住居表示整備事業の実施状況の表でございますけれども、住居表示実施済みの区域につきましては、先ほどの説明でも触れさせていただきましたが、本市におきましては、合併前の津市におきまして、昭和40年の新町地区を皮切りに、平成9年の高茶屋地区の実施まで、過去9回にわたりまして事業を実施いたしまして、47町、7.56平方キロメートルが実施済みとなっております。

この資料4には、実施済区域の図面を付けてございます。カラー刷りの資料が2枚ございますけれども、赤い字で町名が書かれておりますが、この赤い字で書かれた町が住居表示により誕生した町でございます。

なお、合併前の津市以外では、旧久居市におきまして条例等を制定しておりましたけれども、実施には至っておりません。

それから次に、「住居表示を実施する市街地の区域」に指定されているものの、過去に地元合意が得られなかったことなどから住居表示実施地区に至っていない区域がございます。これを御説明申し上げますが、2つの区域がございます。まず、敬和地区でございます。

この街区案内図をご覧くださいませと思いますが、安濃川がございまして、ちょっと空白の部分がございます。安濃川より南側で、北丸之内

から国道23号バイパスより東の中河原、乙部までの区域でございます。昭和40年9月に実施区域指定の議決を受けておりますけれども、地域住民の合意が得られていないことから、実施は困難であり、当時に、今後の状況を見ていくこととされておまして、現在も実施の要望はありません。

なお、このうち北丸之内、ちょうどこの国道23号の左側の部分、中央の上あたりでございます。この北丸之内につきましては、区画整理を行いましたため、住居表示実施の必要はございません。

次に、橋南地区でございます。この岩田川の下あたり、白い空白の区域がございますけれども、このあたりと御理解ください。国道23号バイパスより東、岩田川より南、橋南中学校の南端の道路より北の区域でございます。

昭和48年3月に実施区域指定の議決を受けておりますが、当時、復興土地区画整理の予定地でございますが、住居表示実施が延期された経緯がございます。また、地域住民の合意が得られていないことから、実施は困難でございますが、今後の状況を見ていくこととされたところであり、現在も実施の要望はありません。

次に、実施の要望がある地区でありますけれども、まず、高野尾町の一部である豊が丘地区でございます。

図面につきましては、カラーのコピーが御用意させていただいておりますが、図1、こちらが高野尾町の一部である豊が丘地区でございます。地元の豊が丘地区自治会連合会から、地番が錯綜していることなどから、これらを解消して分かりやすいまちづくりを進めたいと、昭和60年代から幾度か住居表示の実施要望を頂いてきました。

合併前の津市住居表示審議会におきましても、その都度、議論されてまいりましたが、団地造成中であったこと、地形的に団地の外周が道路などの恒久的な施設で囲まれていないことなどから、その実施を見送ってきた経緯がございます。

このような中、平成20年頃から自治会の方では再度実施に向けての気運が高まりまして、市に対して実施に向けての働きかけがございました。市といたしましても、地形的な問題につきましては、県と協議を重ねまして、技術的には不可能ではないということを確認いたしました。

自治会におきましては、その間、自治会主催による説明会、アンケートによる意向確認が行われました。

そして、本年5月13日に、豊が丘自治会連合会から市に対しまして、『豊が丘地区の町名変更・住居表示変更に関する要望書』が提出されております。

もう一つの地区といたしましては、高茶屋地区でございますが、この一番最後のページ、図5というのがございます。高茶屋地区でございますが、国道165号より南の高茶屋小森町の一部の区域でございます。

平成9年の高茶屋地区の実施に当たりましては、中勢バイパスの整備計画が区域内に存在していること及び高茶屋地区が広大でありますことから、国道165号より北の区域のみ実施した経緯がございます。

国道165号より南の区域に関しましても、実施に関する強い要望が

	<p>ございましたけれども、中勢バイパスの延長、都市計画街路の整備計画などによりまして、早期の実施をしますと、将来的に街区や住居番号のふり直しが伴うことが予想されましたことから、環境整備の状況を見ながら検討をしていくということとしておりました。</p> <p>しかしながら、平成24年2月には、当該地区内におけます中勢バイパスの完成が見込まれ、住居表示に向けた環境も整ってくると思われまますので、今後、時期的なものも整理いたしまして、地元の意向も確認しながら整理をする必要があるかと、このように思っております。</p> <p>次に、過去に実施の要望があった地区でございます。ちょっと図面は用意してございませんけれども、主に3つの区域がございます。</p> <p>まず、半田地区、藤水地区でございます。</p> <p>半田、藤水ともに町の面積が広いので、要望があったわけでございますけれども、過去の審議会におきましては農地や山林が多いことから、住居表示を実施すると、後に街区設定のやり直し等の問題が生じる恐れがあるなど、現状では住居表示の手法は馴染まないという結果になりまして、住所の整理については、町名変更により対応していくことが妥当であるということで結果が出ましたけれども、現在も町名変更には至っておりませんで、実施の要望もない状況でございます。</p> <p>次に、橋南地区の橋南中学校の南端の道路より南側、まあ、結城神社とか八幡神社の周辺ということで御理解いただきたいと思うんですけれども、この区域がございます。</p> <p>当時、西八幡団地が開発中であったため、昭和48年3月の実施区域に含まれなかったものと思われまますけれども、その後も実施に向けた動きもございましたけれども、地域住民の合意が得られていないことから、区域指定にも至っておりません。</p> <p>以上、説明いたしましたことが現在の津市の現状でございます。</p> <p>これらの現状を踏まえますと、実施区域の指定がなされているところの実施を検討といいますか、進めるべきではございますけれども、地域住民の合意が得られていないことや、また、過去に要望のあった地域におきましても、地域住民の合意が得られていないことなどから、実施の事務を進めるには、ちょっと困難な部分がございます。</p> <p>しかしながら、一方で、強い実施要望がある地区もございますので、これらを中心に御審議いただき、皆さまから御意見を頂戴できればというふうに思っております。以上でございます。</p>
樹神会長	はい、どうもありがとうございました。
村上委員	いかがでしょうか。何か御質問御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。
総務課長	簡単なことですが、高茶屋のこの町の割り振りって、街区でしたか、何か時計回りみたいなことを言ってみえましたけれども、何か蛇のような。
樹神会長	そうですね、議長すみません。
総務課長	どうぞ。
村上委員	町の区域を、町の何丁目という数字を置く場合にも蛇行するような形で置かせていただくことになります。
	それは大体どこでもそういうふうな。

総務課長	そうですね。
村上委員	町の決め方とかも。
総務課長	そうですね。町におきましても街区におきましても、こう蛇行するような形で番号をつけさせていただきます。
村上委員	何か意図あるんですか。何か、そういうような慣例というか、そういう合理的な何か理由があるんですか。
総務課長	合理的な理由というのは特にございませんけども、慣例的にそういうやり方をさせていただいております。
村上委員	慣れた人が見たら分り易いということですか。
総務課長	ただ、右回りとか左回りとかですと、また何丁目とか増やす場合に支障が生じる場合もございますので、一応合理的に。
村上委員	一番合理的な。
総務課長	はい。
村上委員	すみません。ちょっとした疑問でした。
樹神会長	他にいかがでしょうか。 過去に要望のあった地域というのは2つですか。説明で、半田地域と橋南。
総務課長	藤水地区です。
樹神会長	え、ちょっと、藤、藤・・・。
総務課長	過去に要望があった地域ですか。過去ですか。
樹神会長	ええ。
総務課長	半田地区と藤水地区。それから橋南地区の南部分の結城神社、八幡神社の周辺。
樹神会長	はい、わかりました。 あと、その住民合意が得られないというのは、具体的にどういうことをおっしゃってるんでしょうか。
総務課長	実施地区に指定したものの、反対の方の声が強くなってきて、実施には至らなかったという状況ですが、ちょっと古い話ですので私どももわからないところがありますけども。
樹神会長	はい。 よろしいですか。 現状等について何か確認をされたいことありましたら、この機会にお願いしたいと思います。
総務課長	はい。特になければ続いて諮問書自体は「住居表示を実施する市街地の区域の指定及び住居表示の方法について」ということでございますので、これが実際どういうことかということで、この点の説明をお願いしたいと思います。今説明していただいたものの資料5あたりからですね。
総務課長	そうですね。図1から説明をさせていただきます。 それでは、資料の図1をもう一度ご覧いただきたいと思います。先ほど地元要望のあるという話で、2地区をお話させていただきました。 まず、豊が丘地区の状況を少し詳しく説明させていただきます。 図1におきまして、豊が丘地区の位置を示してございます。豊が丘地区は津市の北部に位置しまして、亀山市に隣接する高野尾町の一部の地区をいいます。当該地区は、市街化調整区域でございますけれども、津

都市計画地区計画が定められ、団地開発が進められました。団地の通称名であります「豊里ネオポリス」とも呼ばれておりまして、現在約2,200世帯、約6,600人がお住まいであります。

団地開発エリアの所在地は、そのほとんどが高野尾町字北山という所在になってございます。位置関係はこちらが津市全図でございまして、その中に字北山の地区が高野尾町のどういう位置関係になっておるかということを示させていただいて、それを拡大したのがこの黄色のエリアでございます。

当該地区にありましては、町名であります高野尾町が広範囲でありますことや、地番について、例えば、豊が丘会館というところがございまして、津市豊が丘会館が正式名称でございまして、**「津市高野尾町3006番地429」**と、ここには書いてございませぬけれども、表示されるように、地番の本番が4桁、枝番が3桁もございまして、数字の桁数が多いことや、番号が入り組んでいることで住所の表示が混乱しているところがございまして。

次ページの図2をご覧ください。こちらの図でございまして。

こちらが、この地区の地番を色分けしたものでございまして。凡例にありますように、本番だけでも20数種類ございまして。また、それぞれの色の塊の中に他の色が点在している箇所があることがお分かり頂けると思っております。

このような状況でございまして、地番で目的地を探す時に非常に分かりにくくなっております。

また、この資料では表示がされておられませんけれども、この図の同じ色の中にありまして、3桁の枝番が順序よく並んでいないところも多くあります。

これらのことから、地元の豊が丘自治会連合会から、分かりやすいまちづくりを進めたいと、本年5月13日に市に対しまして、『豊が丘地区の町名変更・住居表示変更に関する要望書』が提出されております。

要望書を受けましたことから、市といたしまして、住民の皆様に住居表示制度の周知を図る必要がありますことから、本年8月26日から28日の3日間にかけて、5回の説明会を開催いたしました。説明会の中では市が住民に意向を確認してほしいとか、住所が変わることによりまして、各種の住所変更手続きが面倒だ、などの意見が寄せられております。

それと、説明会の参加者が少なかったこととか、寄せられた意見もございまして、再度住民への周知と直接住民の意向を把握するために、10月下旬に住民アンケート調査を市の方で実施いたしました。

結果といたしましては、2,110枚を郵送し、1,191枚の回答を得ました。回答率は53.9%でございまして。

アンケートの集計結果については、こちらの方で御用意させていただいております。その中で、実施について賛同いただいている割合は、約60%でありました。アンケート集計結果につきましては、この資料を後でご覧いただきたいというふうに思います。

次に、図3をご覧くださいと思います。

ちょっと複雑な地図になっておりますけれども、住居表示を実施する市街地の区域についてでございます。

豊が丘地区、いわゆる豊里ネオポリスの土地について、市の方で現地踏査を行うとともに、法務局の公図及び登記簿謄本を調査いたしまして、事務局としての実施区域案を検討してまいりました。

手順といたしまして、まず、先ほど申し上げましたように、津都市計画の地区計画の区域となっておりますことから、この区域を基本といたしまして、道路など、恒久的な施設で区切られた範囲を検討をいたしました。しかしながら、道路などで区切っていきますと、その外側には住宅地が残る部分がございます。これを除いて住居表示を実施いたしますと、豊が丘地区がより分かりにくくなるということがございました。ですので、隣接する住宅地等も含めたもの、この図でいきますと、茶色のエリアの部分でございますけれども、このエリアを最低限のエリアということでまず検討をいたしました。

次に、茶色の部分は全て高野尾町字北山でございますけれども、字北山ではないものの字北山に接したエリアで建物が存在する場所が3か所ございます。これをウグイス色で表示してございますけれども、3か所こうウグイス色の色が付けられておると思います。このエリアも含めることといたしております。

こうした場合に、茶色及びウグイス色の周辺部の何箇所かで高野尾町字北山などの飛び地が発生することになりました。

この時点で、図面上の赤い色塗りをしたエリアが字北山の飛び地となります。斜線の付いてるのと無いのがあるんですが、この場合は関係ございませんので、赤い色の部分が、字北山の飛び地の状況が発生いたします。

豊が丘地区の北側には、字北山ではない3つの大きな字、字峠、字細越、字切畑というのがございまして、青色が行政界の線なんです、大きくこう3つのエリアが空白の部分で上の部分に残っていると思います。ここが、大きな字として飛び地となります。これらは開発区域でも地区計画でもない山林、農地でありますことから、建物が建つ可能性が非常に低いと、こう判断いたしまして、実施区域には含めないということで検討いたしております。

それから、最終的に、町及び字の合理化を図るためには先ほど来申し上げております、飛び地となる字北山を極力少なくすることが必要でございます。この図面でいきますと、上のほうに西3自治会、北自治会という区域があると思うんですが、この赤の実線で区切られているのが自治会の境でございまして、西3自治会と北自治会の区域にある斜線の網掛けがしてある赤い部分がございます。見にくいですがこの部分と、それからウグイス色の右側の部分、それから一番右端の部分ですね、この赤い斜線がしてあるこの部分については実施区域に含めず、周辺への字の編入等を検討いたしております。

また、この図面の下側に存在しております、西第2自治会、西自治会、南自治会、ここの区域にあります斜線の網掛けがしてあります赤色のエリアの部分、ここの部分につきましては、実施区域に含めず、字北山で

	<p>残すということを検討いたしております。</p> <p>なお、斜線をしていない、赤色の色付けのしている部分がございますけれども、このエリアについては実施区域として検討いたしております。ですので、茶色のエリアと、斜線のない赤色のエリアが、事務局として検討してまいりました実施区域案でございます。</p> <p>なお、豊が丘地区を7分割した航空写真を資料として、図4で添付してございます。次のページで7分割の位置を示させていただいております。順に見ていただきますとお分かりかと思いますが、黄色の線が示されております。これが、先ほどの図面で示しておりました茶色の部分の外側の線と同じ意味合いをなす、というふうに御理解をいただけたらと思います。参考にさせていただければと思っております。</p> <p>それから、最後のページ。高茶屋地区でございますが、先ほども触れましたので補足の説明でございますけれども、中勢バイパスがこのように通ってまいりますので、まだ地元の意向等は確認はしておりませんが、高茶屋七丁目の左側の部分とか、中勢バイパスより、この図面でいうと右側、方位的には東側に位置する高茶屋小森町、この辺についての検討が必要ではないかというふうに事務局としては考えております。</p> <p>それと次に、住居表示の方法でございます。</p> <p>資料第5をご覧くださいと思います。資料5です。こちらでございます。また文字の情報で見づらいかと思いますけれども、ここの第2条なんですけれども、住居表示の原則ということが書かれております。ここに書かれておりますのは、住居表示の方法につきましては、「街区方式」と「道路方式」というのがございまして、各自治体によっていずれかの方法によるものとされております。</p> <p>本市におきましては、住居表示を実施している全ての区域で「街区方式」を採用しております。「街区方式」といいますのは、先ほど住居表示制度の説明のときにご案内いたしました、街区符号と住居番号を用いまして、「津市何々町何番何号」と表示する方法のことでございます。ですので、今後実施される区域となる場合におきましても、「街区方式」で行われることとなります。</p> <p>以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
樹神会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>では、説明を色々していただきましたが、御意見御質問等ございますでしょうか。</p>
森岡委員	<p>複雑といえば複雑ですんなりとということにはいかないも知れませんが、何か確認をしたいというようなことでもありましたら。</p>
樹神会長	<p>よろしいですか。</p>
森岡委員	<p>はい。</p> <p>NTTの津設備センタの森岡です。よろしく願いします。</p> <p>あの、13ページに実施の主な手順であるんですけども、今回このメンバーというのは、この1番の住居表示審議会っていうのだけでよろしいんですね。</p>
樹神会長	<p>はい。そうです。</p>
森岡委員	<p>この会議というのは、おおよそどれくらいの感じ、期間とか、回数と</p>



総務課長	か、どれくらいで考えてらっしゃるんでしょうか。 あの、特に定めはありませんけども、皆さんの議論が煮詰まった段階で、答申をいただくというような形になろうかと思えます。
森岡委員	私ども、地区の土地をお借りして電柱等を建てさせていただいておりますけども、津市さんの意向に沿って、前の市町村合併でもまあ、その通り説明させていただいたんで、意見等は言わせていただきたいとは思いますが、流れに従って、淡々と私ども自分たちのシステムでも住所を管理してますんで、それは変えていきたいと思うんですけども、先ほど住民の方のアンケートの中で、アンケートは3分の1位でしたかね、今知ってるのは。
総務課長	半分でございます。半分でございます。
森岡委員	半分ですか。最終的には住民の方に伝えるわけですよね。全体に、そういうわけではないんですか。
総務課長	最終的にといいますか、アンケートはさせていただきました。
森岡委員	私ども、もうここで決まったら、もう淡々と進んでいくわけですか、最終まで。
総務課長	答申案をいただいて、最終的に市としてどうするかという判断をさせていただくこととなります。
樹神会長	他よろしいでしょうか。
	はいどうぞ。
今井委員	今井と申します。
樹神会長	よろしく申し上げます。
今井委員	質問の出るようなところまで理解が進んでいないのは異常なんですけども、この段階で申し上げますとしたら、住民のアンケートの点と、それから、街区のことと申し上げたいと思うんですけど。
	アンケートに際しては、半数以上の回答ではあるんですが、その中で判断するとするならば、どちらでもよい、あるいはあの、曖昧な回答、YESかNOかどちらでもないという部分が、街区の推進のね、方向へ加味されているというのはいかがなものかなと思ひまして、私、勝手に曖昧な部分は、「知っている」、「知っていない」とか、「どちらでもよい」というのは3分割にして、両方に加えましたところ、「あまりしてほしくない」という方が、わずかに上回ったりしてるんですが、わずかでないところもありまして、そうですね、問5などは、ほとんどの方が「実施してほしくない」になりますが、気分的にその土地柄、その昔ながらの漢字、名前を付けられた由来っていうのを出来るだけ残すっていうことが、特に今年震災がありまして、漢字でもって、その土地の特徴、崩れやすさ、それから流れやすさ、地盤の固さ、緩さなどを漢字がよく表しているということで、私達は東北においては教訓を受けたと思ひます。
樹神会長	それと、もう一点申し上げたいことは、その住民の方の意見をまず中心に、まず一番にお聞きしなくてはならないのかなと思ひています。街区と住民の方のアンケートについて。終わります。
	はい、わかりました。ありがとうございました。
	他いかがでしょうか。何かありますか。

<p>総務課長</p>	<p>はい。はい、すみません。  まず、豊が丘地区につきましては、自治会が5つございまして、その自治会の自治会長さん5人の連名で要望書を頂戴いたしました。  それから、アンケートの間5でございませけれども、私どもといたしましては、「実施してほしい」及び「実施してもよい」という回答は、実施の希望、それから実施協力というふうに捉えさせていただいております。</p>
<p>樹神会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p>
<p>生川委員</p>	<p>はい。  私その、豊が丘の自治会長なんですけども、市がこれを実施する前年、1年に渡って住民集会を10回以上やってます。まあその、ここにもありますように、5つの自治会があるわけなんですけども、その自治会の人たちを対象にしてやったわけですね。各自治会ごとに。それに出席できない人は、他の自治会の説明会にも出席してもよろしい、ということで丁寧に行って、自治会としての意見集約をしてるわけです。その結果、自治会がやったときには80%、やってほしい。その後は、いつになったらやってくれるのか、と、もうええかげんにしといてくれるというような強弁、強硬意見があったり、説明に当たって、民主主義的な方法でやります。ですから、住民が反対が多ければやりません。ただし、51対49でも民主主義ですから、多い方に従っていただけますか、というのきちっと話しました。反対、強硬に反対をした方も、そういう結果が出たときには従いますということをおっしゃいました。言われたんですが、後、いろいろ反対活動をする方もみえるんです。どっかで区切りをつけないといけない。ということで、私ども自治会としては、きちっとやったというその結果、要望書を出したわけです。市へ。</p>
<p>樹神会長</p>	<p>そうですか。  はい、じゃあ今後の、今日のところはですね、説明をお聞きして、今、自治会長さん言っていたような経緯とか、アンケート評価をどう見るかということぐらいにしておきまして、ちょっと盛り沢山だったものですから、少しお勉強というところですが、復習をさせていただいて、次回議論を実質的には進めてまいりたいと思うんですが、よろしいでしょうか、そういうことで。</p>
<p>委員  樹神会長  総務課長</p>	<p>(「はい。」という声あり)  じゃあ、今後の日程等について事務局の方から何かお考えがあれば。  はい。来年になるんでございませけれども、1月上旬とか中旬にかけて、第2回の審議会を開催させていただければと考えております。その後につきましては、審議の進行状況を見極めまして、進めていただければというふうに思っております。以上でございます。</p>
<p>樹神会長</p>	<p>はい、わかりました。  ではあのう、今日お聞きしてなんか、ちょっと、うかつだったなあという、結構難しいかなあという気もしてますが、いずれにしても次回は少し各委員さんそれぞれ何が問題で、どう進めていったらいいかということで、ちょっと時間かかるかもしれませんが、ちょっとこう自由討論という言い過ぎかもしれませんが、色々意見を出していただいて、そ</p>

委員 樹神会長	<p>れを受けて論点を整理させていただくのがいいかなと、今聞いた限りでこちらから私と副会長さんで、これとこれとこれですよというのをですね、ちょっと短兵急過ぎるするかなあという感じがしますので、一度クッション置きまして、出していただいたものを少し論点整理させていただいて審議して、答申案作成に向けてどういうことを検討していったらいいか、ということの見通しを得るということを次回の目標にしたいと思うんですけども、それでよろしいでしょうか。</p>
総務課長 樹神会長 総務課長 樹神会長	<p>(「はい。」という声あり)</p> <p>じゃあ、大変なんか新年の宿題みたいなことになりましたけども、少し復習もしていただいて、次回少し御意見を聞かせていただきたいと思います。</p> <p>それでしたら日程の調整は、また事務局の方で。</p> <p>こちらの方で調整させていただいたらよろしいでしょうか。</p> <p>そうですね、はい。</p> <p>じゃあ、そのようにさせていただきます。</p> <p>はい、何よりも大勢ですので、ここですぐというわけにはちょっといかないと思いますので、また連絡あると思いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>他に何かございますでしょうか。</p> <p>では、長時間に渡りましたけれども、意見がないようですので、今日のところはこれで一旦会議を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>
総務部長	<p>すみません。総務部長でございます。</p> <p>あのう、何かお聞きしとると、まだ説明不足の部分があるかと思えます。合併が18年にしました。それで、御案内のとおり資料1にございますように津市住居表示審議会条例というのは、合併後、18年4月に条例自体は施行されております。しかしながら、今日、委員さん、委嘱させていただきましたけれども、案件がなかったということもございまして今日に至ったところでございますけれども、6年経ったという中で、先ほども御案内させていただきましたけれども、旧津からみますと7.56平方キロメートル。津の、旧津は101平方キロメートルの中の7%ぐらいでした。それが710平方キロメートルになりまして、久居は条例があったけれども実施していないという中で、やはり県庁所在地たるところでは、やはりこう、住みよい、分り易いまちづくりのためには、区画整理事業とか特別な手法でのまちづくりは別ですけれども、やはり分り易い、住みよいまちづくりのためには住居表示というのはどうしてもしていかなければならないという中で、今回遅ればせながら立ち上げたという中に、今回豊が丘地区というところがとりあえずターゲットになって、事務局としては条件が整ってきたのかなという中で、後は住民合意という部分がちょっとありますけれども、条件的には整ってきたという中で、あと、高茶屋ではまだ周辺のバイパスとかできてからという条件がつかますけれども、とりあえず住居表示審議会立ち上げて2年間の委員さんに委嘱させていただいて、その中で、整い次第、こういう13ページに、今、御案内ありましたけれども、そういうストーリーで出</p>

<p>樹神会長</p>	<p>来たずつ議会の議決を経て、住みよいまちづくりのために住居表示実施地区を増やしていきたいと考えておりますので、何卒、御理解御協力の程お願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>はい。</p>
<p>樹神会長</p>	<p>あのう、できましたらそのあたりももう少し詳しく、次回、市の方向性ということで説明というか、少ししていただくといいかなということを感じますので、具体的には、今要望のあるところを我々としてどう判断していくかということだと思ひんですが、やっぱりそういう、今やったような、もう少し大きな方向性があるのであれば、何らかの形でそのこともちょっと勘案しながら進めるということになると思ひますので、フリー討論の一当事者として、部長さんなり、どなたでもよろしいですが、思ひを少し披歴していただけたら有難いと思ひます。</p>
<p>総務部長</p>	<p>はい、よろしくお願ひします。</p>
<p>樹神会長</p>	<p>それではこれで、よろしいでしょうか。</p>
<p>総務部長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p>
<p>樹神会長</p>	<p>どうもありがとうございます。よろしくお願ひいたします。</p>